

志布志市立図書館選書委員運営要項

(設置目的)

第1条 この要項は、広範囲な市民の関心や社会の動向等を反映させ、将来想定される要求にも配慮した活力のある図書資料の収集を行うため、また一時的な利用にとどまらず、長期的な視野に立ち、組織的で効果的かつ系統的な図書資料構成に役立つように、選書委員(以下「委員」という。)を置くものとする。

(所掌事務)

第2条 委員は、志布志市立図書館の要請に応じ、第1条の趣旨を踏まえて図書資料を選書し、推薦する。また、推薦し、収集された図書資料に関する書評を提出する。

2 図書資料の選書に当たっての基本姿勢は、次のとおりとする。

- (1) 特定の主義、個人的な関心や好み、主張等に偏ることなく、公平、公正に選書する。
- (2) 多様な意見のある問題については、それぞれの観点に立って選書する。
- (3) 著者の思想的、宗教的、政治的な立場にとらわれることなく選書する。
- (4) 個人、組織、団体等からの圧力や干渉に左右されることなく選書する。

(構成)

第3条 委員は、学識経験のある者、図書資料に関して識見を有する者、その他、教育長が適当と認める者、さらに市民を対象とした公募による応募者の中から教育長が依頼する者をもって構成する。

2 委員数は、30人以内とし、無給とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、委員は、再任することができる。

(事務及び招集)

第5条 委員の招集は原則として行わず、図書資料の選書に係る諸事務については、郵送、メール又はその他の通信手段による。

2 特別に委員を招集する必要があるときは、教育長が招集し、会議の議長となる。

3 選書委員に係る事務は、図書館管理係において行う。

(委任)

第7条 この要項に定めるもののほか、選書委員制度の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成24年6月1日から施行する。

志布志市立図書館選書委員運営細則

(趣旨)

第1条 この細則は、選書委員運営要項に基づき、その効果的な運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、要項第3条第1項、第2項及び第4条に基づき、教育長が依頼する。

(図書資料の選書)

第3条 委員は、志布志市立図書館の要請に応じ、図書資料を選書し、推薦する。また、推薦し収集された図書資料のうち主なものに関して、利用者が本を借りる際に参考になる事柄について書評(200字程度)を提出する。提出された書評は、図書資料に貼付し、利用者の参考に供する。

第4条 図書資料の選書に当たっての基本姿勢は、要綱の第2条の2項による。なお、推薦する図書資料は、年間を通じて一人20点以内とし、価格は原則として1冊3,000円以内とする。

(事務分掌)

第5条 図書資料の選書に係る諸事務については、郵送、メール又はその他の通信手段による。なお、その事務は図書館管理係において行う。

附 則

この細則は、平成24年6月1日から施行する。